

Yamaga City



山鹿市

山鹿市

こども計画

こども・若者が健やかに
幸せに成長できる都市（まち）を目指して

概要版



令和 7 年 3 月

山鹿市

1 計画策定の考え方・計画の期間

こども計画は、こども施策を総合的に推進するために、こども施策に関する基本的な方針や重要事項を定めるものであり、山鹿市（以下「本市」という。）では、こどもが持っている可能性を十分に発揮できる環境を目指し、こどもを中心においた施策展開を図るため、「山鹿市こども計画」（以下「本計画」という。）を策定することとします。

こども計画は、こども基本法第10条に基づき、国の「こども大綱」及び都道府県の「こども計画」を勘案して策定するよう努めることとされており、子ども・子育て支援事業計画等のこども施策に係る関係計画については、一体のものとして作成することが可能であるとされています。本市においても、各部署のこども施策について垣根を越えた横の連携を行うことで、住民にとって分かりやすいこども施策を目指し、こども施策に関連する計画（子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援行動計画、こどもの貧困対策計画、こども・若者計画を包含）の包括的・一体的なこども計画とします。なお、本計画では、おおむね出生前から30歳代までのこども・若者及び子育て家庭を対象とします。

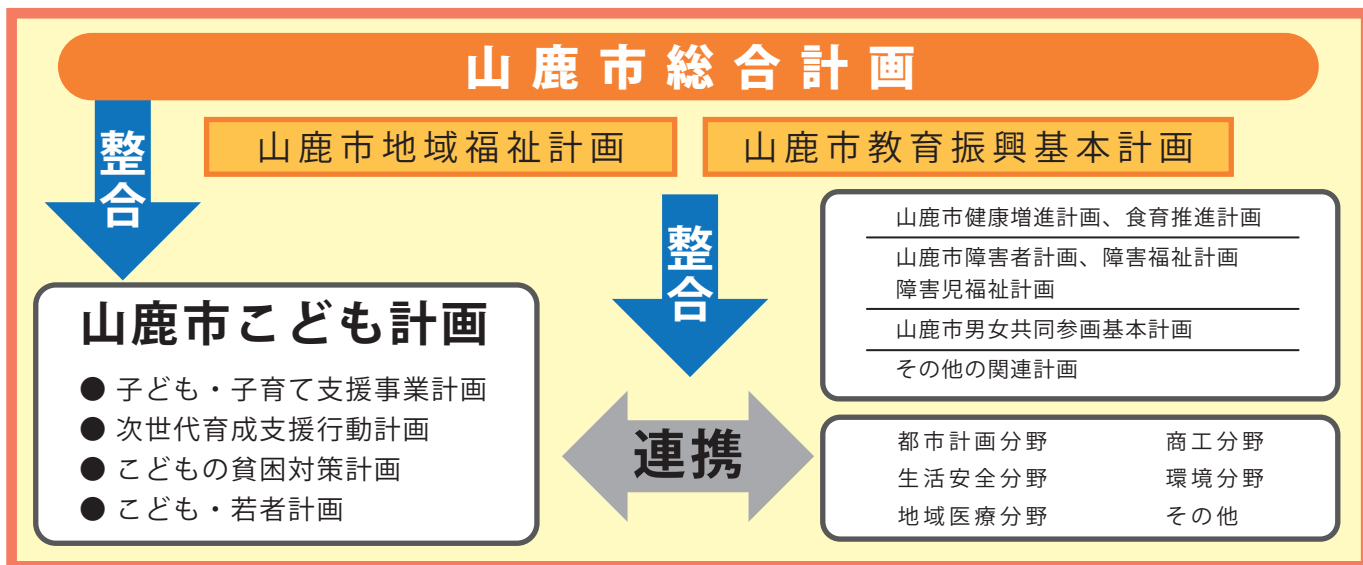
本計画の期間は、子ども・子育て支援法に定める5年間とし、令和7年度から令和11年度までとします。一体的に策定する計画の計画期間も同様に令和7年度から令和11年度までの5年間とします。なお、状況の変化により、必要に応じ見直しを行うこととします。

2 計画の位置づけ

本計画は、以下の内容を包含した本市のこども施策に関する総合的な計画とします。

- 子ども・子育て支援事業計画
- 次世代育成支援行動計画
- こどもの貧困対策計画
- こども・若者計画

本計画は「山鹿市総合計画」を最上位計画とし、こども・子育て分野の個別計画として位置づけます。また、山鹿市教育振興基本計画及び関連する福祉関係計画等と整合を図ります。



3 計画の基本的な考え方

● 基本理念

本計画では、これまでの基本的な考え方を引き継ぎつつ、新たに「未来を担うこどもたちが健やかに育つまち山鹿」を基本理念に掲げました。

こどもたちは地域の未来を担う存在であり、健やかな成長を保障することが市の持続可能な発展につながると考えます。この理念には、全てのこどもが安心して健やかに輝き成長できる環境づくりと、地域全体で子育てを支える意識を高めるという思いが込められています。

【基本理念】

未来を担うこどもたちが健やかに育つまち山鹿

● 基本目標

基本目標 1 こどもが夢や希望をもって、健やかに成長するための環境をつくります

発達段階やライフステージに応じた質の高い教育、保育、そして子育て支援を充実させるとともに、その量の確保と質の向上を図ります。これにより、全てのこどもが心身共に健やかに成長し、自らの可能性を広げながら“夢”に向かって力強く歩んでいけるような環境を目指します。また家庭、地域、事業者、行政が連携し、一人ひとりのこどもが安心して学び、遊び、成長できる場を提供し、次世代を担うこども・若者の未来を支える取組を進めていきます。

基本目標 2 地域一人ひとりが子育てを温かく見守り支える体制を整えます

地域の全ての人々が、それぞれの立場から、こどもとその養育に第一義的責任を有する子育て家庭を温かく見守ります。また、家庭、地域、事業者、行政が連携して役割を果たすとともに、関係機関との連携を一層強化することで、こどもと子育て家庭を支えることができる、きめ細かな体制づくりを目指します。

基本目標 3 喜びや生きがいを感じながら子育てのできる体制づくりを目指します

保護者が安心してこどもを育て、子育てに喜びや生きがいを感じられるように、不安や負担、孤立感を軽減することを目指します。そのため、子育て家庭の多様なニーズに対応できるよう、妊娠・出産期から途切れることのない支援体制を構築し、さらに、それぞれに寄り添った相談支援を強化することにより、充実した支援を提供していくことに努めます。

(1) 量の見込み及び確保方策

本市では、量の見込みに対して、現在の教育・保育施設での受入れが可能であるため、需要に応じた利用定員を設定することで対応します。

各年度における教育・保育の量の見込み及び確保方策については、以下のとおりです。

■ 認定区分と提供施設

認定区分	対象年齢	内 容	提供施設
1号認定	3～5歳	学校教育のみ（保育の必要性なし）	幼稚園、認定こども園
2号認定	3～5歳	保育の必要性あり	保育園、認定こども園
3号認定	0～2歳	保育の必要性あり	保育園、認定こども園、地域型保育事業

■ 1号認定

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	64人	62人	60人	58人	56人
確保量②	117人	117人	117人	117人	117人
過不足②－①	53人	55人	57人	59人	61人

■ 2号認定

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	864人	839人	813人	789人	765人
教育希望が強い	46人	45人	43人	42人	41人
上記以外	818人	794人	770人	747人	724人
確保量②	953人	953人	953人	953人	953人
過不足②－①	89人	114人	140人	164人	188人

※「2号認定」の「教育希望が強い」は、保護者の就労等により保育の必要性がある者のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強い者であり、幼稚園において定員数を確保するもの

■ 3号認定

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	量の見込み①	165人	160人	155人	151人	146人
	確保量②	172人	172人	172人	172人	172人
	過不足②－①	7人	12人	17人	21人	26人
1歳	量の見込み①	231人	224人	217人	211人	205人
	確保量②	246人	246人	246人	246人	246人
	過不足②－①	15人	22人	29人	35人	41人
2歳	量の見込み①	262人	254人	247人	239人	231人
	確保量②	270人	270人	270人	270人	270人
	過不足②－①	8人	16人	23人	31人	39人

(2) 教育・保育施設の一体的提供の推進

認定こども園は、幼稚園及び保育園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟にこどもを受け入れられる施設であり、児童福祉と学校教育の両面から、こども一人ひとりへのきめ細かな発育を支援します。

それぞれの施設において教育・保育・子育て支援の提供が図られるよう、施設・事業者の創意工夫を生かした運営を促進していきます。

認定こども園の新たな設置については、利用者のニーズや設置者の意向を的確に把握し、施設・設備等の状況を踏まえて施設と協議の上検討します。

(3) 教育・保育の質の向上

幼稚園、保育園と小学校が連携し、こども一人ひとりにとって最善の利益となることを目指し、幼・保・小の連携を強化します。

こどもの「行動の特徴」、「具体的な興味や関心」、「遊びの傾向」、「社会性の育ち」、「内面的な育ち」、「健康状態」、「発達援助の内容」等、こども一人ひとりの様子を小学校に伝える方法を検討し、小学校の教員がこどもの特性を適切に把握し、教育に生かすことができるシステムの構築を図ります。

(4) 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

小学校就学前児童の保護者が、産前・産後休業、育児休業終了後に希望に応じて円滑に認定こども園、幼稚園、保育園又は地域型保育事業等を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する制度説明や情報提供、相談支援を行います。

(5) 多様性を尊重する保育環境の整備

障がいなど支援が必要なこどもや、医療的ケアが必要なこどもの受入れ体制の整備に努めます。



5

地域子ども・子育て支援事業の整備

■ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

以下に量の見込みと確保量を示します。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 地域子育て支援拠点事業（単位：延べ利用人数／年）						
	量の見込み①	12,900人	13,000人	13,050人	13,100人	13,150人
	確保量②	12,900人	13,000人	13,050人	13,100人	13,150人
	②－①	0人	0人	0人	0人	0人
② 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）（単位：延べ利用人数／年）						
	量の見込み①	32人	32人	32人	32人	32人
	確保量②	32人	32人	32人	32人	32人
	②－①	0人	0人	0人	0人	0人
③-1 幼稚園における一時預かり事業（預かり保育）（単位：延べ利用人数／年）						
	量の見込み①	202人	195人	189人	182人	176人
	確保量②	202人	195人	189人	182人	176人
	②－①	0人	0人	0人	0人	0人
③-2 保育園等における一時預かり事業（単位：延べ利用人数／年）						
	量の見込み①	422人	408人	396人	381人	367人
	確保量②	422人	408人	396人	381人	367人
	②－①	0人	0人	0人	0人	0人
④ 時間外保育事業（延長保育）（単位：延べ利用人数／年）						
	量の見込み①	9,749人	9,418人	9,142人	8,802人	8,475人
	確保量②	9,749人	9,418人	9,142人	8,802人	8,475人
	②－①	0人	0人	0人	0人	0人
⑤ 病後児保育事業（単位：延べ利用人数／年）						
	量の見込み①	197人	190人	185人	178人	171人
	確保量②	197人	190人	185人	178人	171人
	②－①	0人	0人	0人	0人	0人
⑥ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（単位：人）						
就学児	量の見込み①	814人	818人	823人	829人	833人
	確保量②	814人	818人	823人	829人	833人
	②－①	0人	0人	0人	0人	0人
障がい児	量の見込み①	105人	105人	109人	109人	111人
	確保量②	105人	105人	109人	109人	111人
	②－①	0人	0人	0人	0人	0人
⑦ 妊婦健康診査（単位：人）						
	量の見込み①	360人	348人	338人	325人	313人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
⑧ 乳児家庭全戸訪問事業（単位：人）					
量の見込み①	260人	251人	244人	235人	226人
⑨ 養育支援訪問事業（単位：人）					
量の見込み①	80人	77人	75人	72人	70人
⑩-1 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）（単位：延べ利用人数／年）					
量の見込み①	55人	53人	52人	50人	48人
確保量②	55人	53人	52人	50人	48人
②－①	0人	0人	0人	0人	0人
⑩-2 子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）（単位：延べ利用人数／年）					
量の見込み①	15人	17人	19人	21人	23人
確保量②	15人	17人	19人	21人	23人
②－①	0人	0人	0人	0人	0人
⑪-1 利用者支援事業（基本型）					
量の見込み①	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保量②	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
⑪-2 利用者支援事業（こども家庭センター型）					
量の見込み①	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保量②	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業（単位：人）					
量の見込み①	1人	1人	1人	1人	1人
⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業					
確保内容②	市内の現状と照らしながら事業の実施を検討します。				
⑭ 子育て世帯訪問支援事業（単位：延べ利用人数／年）					
量の見込み	312人	301人	293人	282人	271人
確保量②	312人	301人	293人	282人	271人
②－①	0人	0人	0人	0人	0人
⑮ 妊婦等包括相談支援事業（単位：延べ利用人数／年）					
量の見込み	610人	589人	572人	551人	530人
確保量②	610人	589人	572人	551人	530人
②－①	0人	0人	0人	0人	0人
⑯ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（単位：人）					
量の見込み	未実施	3人	3人	3人	3人
確保量②	-	3人	3人	3人	3人
②－①	-	0人	0人	0人	0人
⑰ 産後ケア事業（単位：人）					
量の見込み	70人	68人	66人	63人	61人
確保量②	70人	68人	66人	63人	61人
②－①	0人	0人	0人	0人	0人

6 こどもの貧困対策計画

(1) 計画の趣旨

貧困の連鎖を断ち切り、こどもが夢や希望を持てるよう、保護者への生活・就労支援、こどもへの学習支援、子育て世帯への経済的支援など、こどものことを第一に考えた適切な支援を行います。

こどもの貧困対策に係る施策の展開

- ① 教育支援
- ② 生活の安定に資するための支援
- ③ 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援
- ④ 経済的支援

7 こども・若者計画

(1) 計画の趣旨

こどもたちが健やかに成長できるよう、こどもや若者、子育て家庭を社会全体で見守り、支援するなど、より市民のニーズに即したこども・若者支援施策を総合的・計画的に推進します。

こども・若者に係る施策の展開

- ① 全てのこども・若者の健やかな育成
- ② 困難を抱えるこども・若者やその家族への支援
- ③ こども・若者の成長のための社会環境の整備

山鹿市こども計画

令和7年3月発行

発行：山鹿市

編集：山鹿市 福祉部子ども課

〒861-0592 熊本県山鹿市山鹿 987 番地 3

T E L 0968-43-1514 F A X 0968-43-1170